

三重県公報

平成17年12月27日(火)

第 1740 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規則					
三重県交通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則	(交	通 安	全	室)	2
					4
公安委規則					
三重県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則	(公	安 委	員 :	슾)	4
告 示					
有害な興行の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(青	少年育	育成 🗈	室)	5
平成17年度クリ ーニング 師試験の実施	(薬	務 食	品含	室)	5
生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(生	活 保	障:	室)	6
生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	7
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(司)	8
町及び字の区域を変更する旨の届出	(市	町村彳	亍政	室)	8
字の区域を変更する旨の届出	(同)	13
平成17年度自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他					
必要な事項	(同)	13
道路の区域決定及びその関係図面の縦覧(高	速道	道路:	企画	室)	14
道路の供用開始及びその関係図面の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(同)	16
兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(河	Щ	4	室)	16
公告					
一般競争入札を行う 旨(科学	技術	振興セ	ンタ・	—)	16
	•	同		,	18
同件····	(福	利 厚	生	室)	19
特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(N	P	O 🔅	室)	21
同件·····	(同)	21
同件	(同)	22
	•	同)	22
1 111	`	司)	22
		同)	23
	•	同)	23
	•	同)	24
	•	同)	24
		司)	24
	,	同)	25
	•	同)	25
		康危機	管理:	室)	25
1 111	`	同)	27
		同)	27
		同)	29
		同)	30
換地処分を行った旨	(農	地 調	整章	室)	31
	三重県交通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則 ・	三重県交通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則・ (名公安委規則)	三重県交通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則 (和 繊 運 公安委規則) 三重県警察署協議会に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (和 繊 運 公安委用) 三重県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則 (公 安 委 告 示 有害な興行の指定 (曹 少年 ** 平成17年度クリーニング師試験の実施 (薬 務 食 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 (生 活 保 生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出 (同 町及び字の区域を変更する旨の届出 (同 町及び字の区域を変更する旨の届出 (同 下成17年度自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他 必要な事項 (高速道・道路 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路 首路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路 首路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路 首路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路 首路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (河 川 公 告 (科学技術振興セ 同件 (同 日本 (回 所件 (同 日本 (回 所) (回 任 (回 同件 (同 日本 (回 所) (回 任 (回 日本 (回 年) (回 日本 (回 年) (回 日本 (回 年) (回 日本 (回 日本 (回 年) (回 日本 (回 日本 (回 年) (回 日本	三重県会通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・(交通 安全 : 三重県告活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・(組織 運営 : 公安委規則・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 三重県交通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則 (交 通 安 全 室) 三重県主活環域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (組 繊 運 営 室) 公安委規則 (公 安 委 員 会) 告 示 有害な興行の指定 (青少年育成室) 平成17年度ソリーニング師試験の実施 (薬 務 食 品 室) 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 (生 活 保 障 室) 生活保護法の規定による指定医療機関からの多称等の変更の届出 (同) 財及び字の区域を変更する旨の届出 (市町村行政室) 字の区域を変更する旨の届出 (市町村行政室) 字の区域を変更する目の届出 (市町村行政室) 中枢17年度自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他と変な事項 (同) 道路の区域決定及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路企画室)道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路企画室)道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (高速道・道路企画室)道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧 (別) ★別 「 (科学技術販典センター) 同件 (同) 一般 (元) 一方防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師の承諾の撤回 (同) 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師の承諾の撤回 (同) 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師の承諾の撤回 (同)

	同件 一百件	回件(一般競争入札を行う旨	公共測量を実施する旨の通知(2	一般競争入札を行う旨の公告を取り消す旨()	
	铡		一次	(X)	四	
H	俊	_	仁	共田	務	
4	 	回	椺	#	#	
,	1			书	整	
ر ا	野人	\smile	郊))	
4	S N	္သ	$\frac{\omega}{2}$	$\frac{\omega}{\omega}$	$\frac{\omega}{\omega}$	

浬

三重県交通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年十二月二十七日

県 知 事 野 呂 昭 彦

三重

三重県規則第八十七号

三重県交通安全研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条中「第四条の規定に基づき」を「の施行に関し、」 三重県交通安全研修センター条例施行規則(平成七年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。 に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(研修の申込み)

第二条 る研修を受けようとする者は、 (指定管理者の指定の申請) 三重県交通安全研修センター あらかじめ指定管理者に研修の申込みをしなければならない。 (第四条において「研修センター」という。) において、 交通安全に関す

- 第三条 (別記様式) に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、 知事が指定する日までに、 指定管理者指定申請書
- 条例第五条第一号に規定する事業計画書
- 定款、寄附行為、 規約その他これらに類する書類
- Ξ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 貸借対照表、 収支計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

第四条から第六条までを削る。

別記様式を次のように改める。 第七条の見出しを「(委任)」に改め、 同条中 「知事が」 の下に 別に を加え、 同条を第四条とする。 別記様式 (第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

三重県知事 様

主たる事務所の所在地 申請者 法人等の名称 代表者の氏名

印

三重県交通安全研修センター条例第5条の規定により、三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

この規則は、 平成十八年九月一日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 1 規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、 後の三重県交通安全研修センター条例施行規則第三条の規定の例により行うものとする。 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例 (平成十七年三重県条例第二十一号) 附則第三項に この規則による改正

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年十二月二十七日

三重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三重県規則第八十八号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 (平成十三年三重県規則第三十九号) の一部を次のように改正す

第七条中「第八条第一項」を「第十三条第一項」に、 「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。 「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」

第三十三条及び第四十一条中「、三重郡楠町」を削る。

安芸郡河芸町、安芸郡芸濃町、一志郡香良洲町、一志郡嬉野町、 び度会郡御薗村」を「及び度会郡玉城町」に改める。 第五十五条中「、久居市」、 マ 桑名郡多度町、 桑名郡長島町」 度会郡玉城町、 及び「、三重郡楠町」を削り、 度会郡二見町、 度会郡小俣町及 マ 鈴鹿郡関町、

第八十二条中「別表第二十一」を「別表第二十二」に改める。

十六年十一月一日における行政区画その他の区域とし、」を削る。 附則第三項中「第三十三条、第四十一条、第五十五条、別表第二十二及び別表第二十四に掲げる区域は、 平成

別表第二十一中「(第六十二条、第八十二条関係)」を「(第六十二条関係)」に改める。

道養老線以東の区域 (第一号地域の区域を除く。)、三重郡楠町」を削り、 島町」を削り、同表第二号中「桑名市のうち」を「、桑名市のうち」に改め、「桑名郡多度町のうち近畿日本鉄 深谷線」を「市道福島深谷線」に改め、「、桑名郡多度町のうち一般国道二百五十八号線以東の区域、 朝日線」に改める。 別表第二十二中『(第六十三条関係)』を『(第六十三条、第八十二条関係)』に改め、同表第一号中「県道福島 「県道四日市朝明線」を「県道四日市 桑名郡長

別表第二十三中「(第七十五条)」を「(第七十五条関係)」に改める。

美里村、安芸郡安濃町、一志郡一志町、一志郡白山町及び一志郡美杉村を除く。)」を、「松阪市」の下に「(平成 を「及び多気郡明和町」に改める。 芸郡河芸町、 十六年十二月三十一日における行政区画による一志郡嬉野町、 別表第二十四中「津市」の下に「(平成十七年十二月三十一日における行政区画による安芸郡芸濃町、 久居市、 桑名郡多度町 (別表第二十二に掲げる第一号地域及び第二号地域の区域を除く。)」を削り、 一志郡香良洲町、 一志郡三雲町、多気郡明和町、 飯南郡飯南町及び飯南郡飯高町を除く。)」を加え、 度会郡二見町、 度会郡小俣町及び度会郡御薗村」 安芸郡 て、 安

この規則は、 平成十八年一月一日から施行する。

公 州 椺 浬

三重県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年十二月二十七日

三重県公安委員会委員長 寺 田

直 喜

三重県公安委員会規則第十五号

三重県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

める。 別表中 三重県警察署協議会に関する規則 (平成十三年三重県公安委員会規則第五号) の一部を次のように改正する。 「久居警察署協議会」を「津南警察署協議会」に、 「鵜殿警察署協議会」 を「紀宝警察署協議会」に改

この規則中別表の改正規定 (「久居警察署協議会」を 「津南警察署協議会」に改める部分に限る。) は平成十八 年一月一日から、その他の改正規定は同月十日から施行する。

告 示

三重県告示第1026号

三重県青少年健全育成条例 (昭和46年三重県条例第62号) 第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

番号	区分	興 行 名	配	給	会 社	名	等	指 定 年月日	指定理由
126	映画	巨乳な姉妹 ~ 谷間に吸いつけ~	オ	-	ピー	映	画	平成17年 12月27日	著しく性的感情 を刺激するため、 青少年に観覧さ
127	映画	痴女女医さん 男の壺飼育	新	日	本	映	像		せることがその 健全な育成を阻害すると認めら
128	映画	脳内SEX 老人と欲求不満妻	新	日	本	映	像		おる。
129	映画	喪服レズビアン 恥母と未亡人	新	日	本	映	像		
130	映画	べんり屋熟女 ~ 変態性癖24時 ~	オ	-	ピー	映	画		
131	映画	ロリ色の誘惑 させたがり	新	東	宝	映	画		
132	映画	新日本映像ニュース 痴女女医さん 男の壺飼育	新	日	本	映	像		
133	映画	新日本映像ニュース 脳内 S E X 老人と欲求不満妻	新	日	本	映	像		
134	映画	新日本映像ニュース 喪服レズビアン 恥母と未亡人	新	日	本	映	像		
135	映画	ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日	新	日	本	映	像		
136	映画	不倫関係 微熱の肌ざわり	オ	_	ピー	映	画		
137	映画	ダブル・プレイ 友だちの母さんと	新	東	宝	映	画		
138	映画	新日本映像ニュース ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日	新	日	本	映	像		

三重県告示第1027号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第7条第1項の規定により、平成17年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成17年12月27日

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時	間	場	所
平成18年2月10日 (金)	学科試験		津市広明町13番地	
	午前 9 時30分から		三重県庁1階S105	会議室
	午前11時30分まで			
	実地試験		津市新東町826	
	午後1時から		三重県クリーニング	*業生活衛生
	午後4時まで		同業組合会議室	

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 3 受験資格

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成18年1月10日(火)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)

(2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する県民局保健福祉部、県外居住者は県内の最寄りの県民局保健福祉部又は三重県健康福祉部薬務食品室

- (3) 提出書類
 - ア 受験申込書 (クリーニング師試験受験申込書)
 - イ 履歴書
 - ウ 学校教育法第47条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類 (写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。)
 - エ 写真 (縦7㎝横6㎝で、受験申込前6月以内に正面・上半身・脱帽で撮影したもの)
 - オ 氏名を変更した者については戸籍抄本
 - 力 受験手数料 7,000円

(三重県収入証紙によることとします。)

5 受験についての問い合わせ先

各県民局保健福祉部又は三重県健康福祉部薬務食品室

三重県告示第1028号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成17年12月27日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
メディカルオフィス・くわな	桑名市大字播磨1584番地150(135街区 6 - 1)	平成17年12月2日
ひなが耳鼻咽喉科	四日市市日永西五丁目20 - 10	平成17年10月1日
山田内科	四日市市元町 9 - 15	平成17年10月23日
せと整形外科	鈴鹿市道伯町筧田2065 - 5	平成17年12月 1日
内科MYクリニック	津市片田新町21 - 1	平成17年12月2日

		l .
熱田小児科クリニック	津市大倉11 - 15	平成17年9月1日
小﨑外科産婦人科	伊勢市勢田町431	平成17年9月22日
医療法人社団 久保内科診療所	伊勢市一之木 3 丁目784 - 1	平成17年8月1日
おかむらクリニック	志摩市阿児町鵜方3016 - 24 三重ファミリービル 2 F	平成17年10月 1 日
熊野市立紀和診療所	熊野市紀和町板屋81	平成17年11月1日
熊野市立西山診療所	熊野市紀和町平谷181	平成17年11月1日
熊野市立楊枝出張診療所	熊野市紀和町楊枝295 - 1	平成17年11月1日
熊野市立上川診療所	熊野市紀和町和気709	平成17年11月1日
阿曽浦診療所	度会郡南伊勢町阿曽浦73	平成17年12月1日
紀北町立赤羽診療所	北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原1402 - 1	平成17年10月11日
しばた歯科	四日市市諏訪栄町5-1 諏訪栄マルチビル2F	平成17年10月18日
私立南勢病院	松阪市山室町七反田2275	平成17年11月1日
中川歯科医院	久居市新町766番地20	平成17年11月1日
熊野市立紀和歯科診療所	熊野市紀和町板屋135 - 1	平成17年11月1日
細川歯科	安芸郡芸濃町椋本5031 - 1	平成17年11月1日
せこ歯科クリニック	多気郡多気町相可1001 - 1	平成17年10月1日
陽だまりの丘調剤薬局	桑名市大字播磨字大山田1584 - 150 135街区 6 - 2	平成17年12月 1 日
あゆみ調剤薬局 沖の島店	四日市市沖の島町3-5	平成17年11月1日
メディモ調剤薬局	津市一身田上津部田1817	平成17年10月1日
はあと薬局 津新町店	津市南新町 8 - 34	平成17年12月12日
津調剤センター薬局	津市丸之内28 - 16	平成17年11月1日
明薬局	安芸郡芸濃町大字林356番地 1	平成17年10月1日
ヒガシ薬局 尾呂志店	南牟婁郡御浜町上野67	平成17年12月1日
·	•	•

三重県告示第1029号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の 届出がありました。

平成17年12月27日

指定医療機関の名称	所 在 地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人社団主体会 川村病 院	四日市市城北町8番1号	医療法人社団主体会 主体会 病院	平成17年11月1日

	1		1
吉村外科内科	松阪市大黒田町431	よしむら医院	平成17年12月 1 日

三重県告示第1030号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
丹波医院	桑名市伊賀町47	平成17年9月14日
山田内科	四日市市元町 9 番15号	平成17年10月22日
ひなが耳鼻咽喉科	四日市市日永西 5 丁目20 - 10	平成17年9月30日
熱田小児科クリニック	津市大倉13 - 14	平成17年8月31日
小崎外科産婦人科	伊勢市勢田町431	平成17年 9 月21日
医療法人社団久保内科診療所	伊勢市一之木 3 丁目 5 - 13	平成17年 7 月31日
嬉野町字気郷診療所	一志郡嬉野町大字小原641	平成16年12月31日
しまだ小児科	度会郡小俣町相合488 - 5	平成16年3月31日
紀伊長島町立赤羽診療所	北牟婁郡紀伊長島町島原1402 - 1	平成17年10月10日
紀和町立上川診療所	南牟婁郡紀和町和気709	平成17年10月31日
紀和町立西山診療所	南牟婁郡紀和町平谷181	平成17年10月31日
紀和町立紀和診療所	南牟婁郡紀和町板屋81	平成17年10月31日
紀和町立楊枝出張診療所	南牟婁郡紀和町楊枝295 - 1	平成17年10月31日
田中病院	亀山市西丸町539	平成17年 3 月31日
細川歯科	安芸郡芸濃町椋本5031 - 1	平成17年10月31日
紀和歯科診療所	南牟婁郡紀和町板屋135 - 1	平成17年10月31日
元町調剤薬局	四日市市元町4-8	平成17年10月1日
津小林薬局丸之内店	津市丸之内28 - 16	平成17年10月31日
津小林薬局巽ヶ丘店	久居市東鷹跡町82 - 1	平成17年 1 月20日
高村薬局	伊勢市村松町3994	平成15年12月18日

三重県告示第1031号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、松阪市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する旨、松阪市長から届出がありました。

平成17年12月27日

1 松阪市目田町字門に編入する区域

松阪市目田町字上川原5の1、6の1、7の1、8の1、9の1、10の1、11の1、12の1、13の1、15の1、15の2、16の1、17の1、18の1、25の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字下川原26の1、27の1、28の7、28の14、28の15、32の1、33の1、34から43まで、43の2、43の3、44、67、67の2、68、68の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字大藪76、76の2、77から84まで、85の一部、88から91までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字大野垣内191の一部、192の一部、200の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字塔田201、202、203の1、204の3から204の6まで、206の1、207、208の1、209の1から209の4までに隣接する道路である国有地の一部、字溝向213の一部、213の2の一部、215の2の一部、216の一部、217の1の一部、217の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、213、214の2から214の4まで、215の2の地先の道路、水路である国有地の一部、早馬瀬町字蓬原通24の2の一部、29の2の一部、29の3の一部、32の3の一部、47の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

2 松阪市目田町字溝向に編入する区域

松阪市目田町字門190の2の一部、字大野垣内191の一部、192の一部、193から196まで、197の1、198の1、 198の2、199の1、199の2、200、200の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字 塔田201、202、203の1、203の2、204の2、204の4、205の4、205の5、209の5、209の6、209の8、字 北浦263の1から263の4まで、264の2、265、266、268から270まで、271の1から271の5まで、272の1から 272の3まで、273の1から273の3まで、274から276まで、277の1から277の3まで、277の5及びこれらの区 域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字四ノ坪278の1、278の2、278の3の一部、279の1、 2790 2 、2800 1 、2800 2 、2810 1 、2810 2 、2820 1 、2820 2 、2830 1 、2830 2 、2840 1 、2840 2 、 285の1、285の2、286の1から286の3まで、287の1、287の2、288の1、288の2、289の1、289の2、 2900 1 \ 2900 2 \ 2910 1 \ 2910 2 \ 2920 1 \ 2920 2 \ 2930 1 \ 2930 2 \ 2940 1 \ 2940 2 \ 2950 1 \ 295の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字三ノ坪296の1、296の2の一部、296の 3の一部、297の1から297の3まで、298の1から298の4まで、299の1、299の2、300の1、300の2、301 の1から301の3まで、302の1から302の3まで、303の1から303の3まで、304の1から304の3まで、305の 1から305の3まで、306の1、306の2、307の1、307の2、308の1の一部、308の2、308の3の一部、309 の1、309の2、309の3の一部、310の1、310の2、310の3の一部、311の1の一部、311の3、311の6及び これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字三本柳312の1、312の2、312の3から312の5まで の各一部、312の6、313の1の一部、313の2の一部、314の1の一部、314の3の一部、314の4、315の1の 一部、316の1の一部、316の2の一部、316の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字平 田の全部、字薬師寺の全部、字中ノ坊の全部、稲木町字三本柳147の2の一部、154の1の一部、156の1の一 部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、横地町字平田547の2、548の2、549の2、550の2、 551の2、551の3、556の3、580の2、581の2の一部

3 松阪市早馬瀬町字蓬原通に編入する区域

松阪市早馬瀬町字古轡通97の1の一部、98の1の一部、99の1の一部、100の一部、106の一部、107の一部、112の1の一部、113の1の一部、113の2の一部、118及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、目田町字大藪85の一部、86の3、87、88から91までの各一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部、字門96の一部、97の一部並びに190の4に隣接する道路である国有地の全部

4 松阪市早馬瀬町字崩通に編入する区域

松阪市早馬瀬町字古轡通91の1、92の1、93の1から93の3まで、94の2、95の2、96の1、96の2、97の1の一部、97の2、98の1の一部、98の2、98の3、99の1の一部、99の2、99の3、100の一部、101の1、101の2、102の1、102の2、103、104、105の1、106の一部、107の一部、108から111まで、112の1の一部、112の2、113の1の一部、113の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに97の3に隣接する道路である国有地の全部

5 松阪市早馬瀬町字萱原通に編入する区域

松阪市早馬瀬町字崩通172、173及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに164の2に 隣接する道路である国有地の全部、字下通253の一部、254の一部、296の一部、296の2の一部、297の2の一 部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

6 松阪市早馬瀬町字下通に編入する区域

松阪市早馬瀬町字崩通151の1、字萱原通241の一部、243の一部、稲木町字西浦川原676の1の一部、676の3の一部、677の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

7 松阪市稲木町字下久保に編入する区域

松阪市稲木町字柳倉1の1、1の2、2の1から2の3まで、3の1、3の2、4、4の2、5、6、6の2、7から12まで、12の2、13から18まで、18の2、19から23まで、23の2、24、25、26の1、1421から1424まで及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字東大山27から29まで、30の2、32の6、43の2の一部、44の2、44の3の一部、44の4、45の3、46から49まで、49の2、50から56まで、56の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字上久保57、58、59の1から59の3まで、60の1、60の2、61の1、61の2、62の2、63の1、63の2、64の1、64の2、65の1、65の2、66の1、66の2、67の1、67の2、68、68の2の一部、69、70の1、70の2、71、72の1、72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1の一部、77の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字高畑237の1、240の1、241の1、242の1及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部が近に246の3、247の3、248の3、249の3、250の3に隣接する道路である国有地の全部、伊勢場町字植ノ山449の3、467の2、468の4、字横堤下469、469の1、469の2及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

8 松阪市稲木町字上久保に編入する区域

松阪市稲木町字東大山32の4、33から35まで、36の1、36の2、37の1、37の2、38の2から38の4まで、 39の1、39の2、40、41、42の1から42の3まで、43の2の一部、43の4、43の5、44の1、44の3の一部、 45の2、45の4、字西大山88から93まで、93の2、94、94の2、95の3、96の4、97の2、98、99、99の2、 101、102、102の2、105、106、110の1、110の2、111から114まで、115の1、115の2、117の2、118の2、 119の3、120、121、122の1から122の3まで、128、129及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である 国有地の全部、字三本柳107、107の2、108、109、109の2、109の3、130から132まで、133の1、133の2、 134の1、134の2、135の1から135の3まで、136から142まで、142の2、143、143の2、144、145、146の1、 146の2、147、147の2の一部、148の1から148の3まで、149から153まで、154の1の一部、154の2、155、 156の1の一部、156の2、156の3、158、158の2、159から165まで、166の1から166の3まで、167、168の 1 から168の 3 まで、169、170の 1、170の 2、171の 1、171の 2、172、172の 2、173から175まで及びこれら の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字下久保176、176の2、176の3、177、177の2、179 から181まで、182の1から182の5まで、183の1、183の2、184の2の一部、184の4の一部、186の2の一部、 216の2の一部、219の1、219の2、220から224まで、224の2、224の3、225及びこれらの区域に隣接介在す る道路、水路である国有地の全部、字高畑226から230まで、231の1、231の2、232、233の1、234の1及び これらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字村竹445の4及びこの区域に隣接する道路である国有地 の全部、字川角516の3及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字古川の全部、目田町字四ノ坪278 の3の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字三ノ坪296の2の一部、296の3の一部、308 の1の一部、308の3の一部、309の3の一部、309の4、310の3の一部、310の4、311の1の一部、311の2、 311の5、字三本柳312の3から312の5までの各一部、313の1の一部、313の2の一部、314の1の一部、314 の2、314の3の一部、315の1の一部、315の2、316の1の一部、316の2の一部、316の4、横地町字平田 581の2の一部、字三本柳582の5、582の6及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字久保598 の2、599の2、601の3、字畑ケ田622の4、623の5、623の6、624の2、字大山625の2、626の2

9 松阪市稲木町字市本に編入する区域

松阪市稲木町字下久保203の 1 及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに202に隣接する道路である国有地の全部、字保山284から287まで、288の一部、309の一部、310の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字田垣外311の 1 から311の 3 まで、312の一部、313の一部、315の一部、316、317から321までの各一部、322、324の一部、326の一部、327の 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに323の 2 に隣接する水路等である国有地の全部、字保山287に隣接する字田垣外の国有地の全部、字保山垣内1377の一部、1378の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字市本282に隣接する字保山垣内の道路である国有地の全部、字陀里山1379の 1、1379の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

10 松阪市稲木町字陀里山に編入する区域

松阪市稲木町字保山288の一部、307、308、309の一部、310の一部及びこれらの区域に隣接する道路である

国有地の全部、字田垣外312から315までの各一部、字保山垣内1377の一部、1378の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに304に隣接する道路である国有地の全部

11 松阪市稲木町字池ノ田に編入する区域

松阪市稲木町字保山垣内299から303まで、1339の 2、1342の 3、1344の一部、1345の 1 の一部、1345の 2、1346の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字田垣外314の一部、315の一部、317から321までの各一部、324の一部、325、326の一部、327、327の 2 の一部、328、329、334から337まで、337の 2、344から346まで、347の 1、347の 2、348の 1、348の 2 の一部、348の 3、349の 1、349の 2、350から356まで、373の 2 の一部、373の 4、374の 1、374の 4 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字石井401の 2 の一部、字五反田1181、1183の 2、1238の 1 の一部、1239、1242、1243、1244の 1、1245、1257、1257の 2、1258及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字城ノ垣内1231の 1、1233の 3 の一部、1234の 2、1240の 1、1241、1250、1251、1252の 2、1252の 3、1255、1256、1259から1261まで、1261の 2、1261の 3、1262から1267まで、1267の 2、1268から1271まで、1271の 2、1271の 3、1272、1272の 2、1273、1274、1274の 2 の一部、1274の 3、1275から1282まで、1283の 2、1283の 3、1283の 4 の一部、1284の 1、1285の一部、1285の 3 の一部、1292、1293、1294の 3、1294の 4、1295の 6、1295の 7、1305、1305の 2 から1305の 4 まで、1306から1308まで、1308の 2、1309、1310、1310の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに字五反田1238の 1、1239に隣接する字城ノ垣内の道路である国有地の全部、字夷殿1318から1325まで、1328の 1

12 松阪市稲木町字西浦に編入する区域

松阪市稲木町字田垣外348の2の一部、373の2の一部、374の2、374の3、374の4の一部、375の1及びこ れらの区域に隣接する水路である国有地の全部、字石井393の1、393の2、398、400の1から400の4まで、 401の2の一部、401の3、401の4、402、403、404の2、405の2、406、407、408の2、409、410の1、410 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字安田411の 1、411の 2、412の 1、412の 3、 413の1、413の2、414の1から414の3まで、415の1、415の2、416から419まで、419の2、420、420の2、 421、422、422の2、423から426まで、426の2、427、428の1から428の3まで、429の1、429の2、430の1、 430の2、431の1、431の2、432、433及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字 姥懐434の1、436の6、字殿畑445の9、538の2、538の4及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有 地の全部、字学王寺562の2、563及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに541の1、541の 2、556から562までに隣接する道路、水路である国有地の全部、字川角524の3、527、527の1、528に隣接す る道路、水路である国有地の全部、字戸木山579、580、580の2、580の3、581、582、585の1、586の1、 5870 1 \ 5880 1 \ 589 \ 5890 2 \ 590 \ 5900 2 \ 59100 1 \ 59100 2 \ 592 \ 593 \ 595 \ 596 \ 59600 2 \ 59600 3、597から600まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字船戸594、601、601の2、 602、603、604の1、605の1、606、607の1、608の1、609、610、611の1、612の1、613の1、616の3及 びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字風呂屋垣外646、646の2、647、667の2及びこれらの 区域に隣接介在する道路である国有地の一部並びに648、649に隣接する道路である国有地の一部、字五反田 1186の2、1186の4、1186の8、1238の1の一部、1238の2、1238の3及びこれらの区域に隣接する道路であ る国有地の全部、字松原垣内1187、1188、1190の1から1190の3まで、1191から1195まで、1195の2、1195の 3 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、字城ノ垣内1203の 1、1203の 2、1204の 1、1204の 2、1205の 1 から1205の 4 まで、1206の 1 から1206の 3 まで、1226の 1 から1226の 3 まで、1227の 1から1227の4まで、1228、1229の1、1229の2、1230の2から1230の4まで、1231の2から1231の5まで、 1232、1233の1、1233の2、1233の3の一部、1233の4、1236の2、1237の3、1274の2の一部、1283の4の 一部、1284の2、1285の一部、1285の2、1285の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地 の全部並びに1237の3の地先の道路である国有地の全部、字外楊の全部、字畑中の全部

13 松阪市稲木町字古垣内に編入する区域

松阪市稲木町字風呂屋垣外668の2、字西浦川原670の2、674の1、675の1、676の1の一部、676の2、676の3の一部、676の4、677の1の一部、677の2、678及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字堀田679から681まで、751の2、751の4、752の1、868の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字谷久保710の1、710の4、710の5の一部、710の7の一部、710の8、710の9の一部、922の1、922の3の一部、922の4、922の6、923の1、923の4、923の5の一部、924の1、924の4、924の5の一部、925の1、925の4、925の5の一部、926の1、926の4、926の5の一部、928の1、928の4、929の5の一部、929の1、929の4、929の5の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全

部、字午房暮936の2、938の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部、字惣作939の2の一部、943の2の一部、944の2の一部、948の4の一部、948の5の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部

14 松阪市稲木町字惣作に編入する区域

松阪市稲木町字北垣内1082の2の一部、1083の1の一部、1084、1084の2の一部、1084の4の一部、1085、1086、1087の3の一部、1087の5の一部、1089の1の一部、1090の2の一部、1091の1、1092の1、1092の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

15 松阪市稲木町字伊勢ケ前に編入する区域

松阪市稲木町字土田899の1の一部、899の3、900の5の一部、900の6、902の1の一部、902の2、902の 3、903の5、903の6、904から906まで、907の1、907の2、908の1、908の3、909の1、909の3、910の 1、910の2、910の4の一部、911の2、911の3の一部、912の1、912の3、字塚田916の2の一部、919の1 の一部、919の2、920の2の一部、920の5の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字 谷久保921の3の一部、921の4、921の5の一部、922の3の一部、922の5の一部、字惣作945の2の一部、 946の2の一部、946の3、947の1から947の5まで、948の1、948の3から948の5までの各一部、948の6、 949の1から949の3まで、950から953まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字北垣 内954から960まで、960の1、961、961の2、961の3、976から983まで、1075の1、1075の2、1076の1、 1076の2、1077の1から1077の3まで、1078の1から1078の3まで、1079の1、1079の2、1080の1から1080 の3まで、1081の1から1081の4まで、1082の1、1082の2の一部、1082の3から1082の5まで、1083の1の 一部、1083の2、1083の3、1084の2の一部、1084の4の一部、1087の1、1087の2、1087の3の一部、1087 の4、1087の5の一部、1087の6から1087の8まで、1088の1から1088の4まで、1089の1の一部、1089の2、 1089の3、1090の2の一部、1090の3、1090の4、1092の2、1092の3の一部、1092の4、1093の2、1093の 4、1094の1、1094の2、1095、1096及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに1097の 1、1097の2に隣接する道路である国有地の全部、字往生寺山962、962の2の一部、963の1、963の2の一部、 963の3、964の1の一部、964の2から964の6まで、968、969の1から969の4まで、970の1、970の2、974 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字阿坂山の全部、高木町字別所前158の一部、字 補多ト159の1から159の4までの各一部、160の2、160の3の一部、160の4の一部、160の5、160の6、160 の7の一部

16 松阪市稲木町字堀田に編入する区域

松阪市稲木町字谷久保710の2、710の3、710の5の一部、710の6、710の7の一部、710の9の一部、710 の10、921の1、921の2、921の3の一部、921の5の一部、922の2、922の3の一部、922の5の一部、922の 7、923の2、923の3、923の5の一部、924の2、924の3、924の5の一部、925の2、925の3、925の5の 一部、926の2、926の3、926の5の一部、927の1から927の3まで、928の2、928の3、928の5の一部、 929の2、929の3、929の5の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字古垣内682の2の 一部、682の4の一部、683の2、683の4の一部、684の2、684の4の一部、713の1、713の3の一部、713の 4、714、714の2、715、716、717の1、717の2、718の1、718の2、719の1から719の5まで、719の6の 一部、720の1、720の2、721の2の一部、722の2の一部、723の2、723の3の一部、723の4の一部、733の 2、733の4の一部、735の1、735の2、735の4の一部、736の3、736の5の一部、737の1、737の2、737 の3の一部、737の4、738の1、738の2、739の1から739の4まで、740の3、740の5の一部、743の2、 743の4の一部、744の1、744の2、745の2の一部、745の4の一部、745の5の一部、747の2の一部、747の 4の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字西浦川原754の1から754の3まで、755の 1、755の2、756、757の1、758の1、758の2、759の1、760の1、761から763まで、763の2、764の1、 764の2、765の1から765の3まで、766の1、767の1、767の2、768の1及びこれらの区域に隣接介在する 道路、水路である国有地の一部、字奥川原793の1、794の1、795の1から795の4まで、796、796の1、815、 815の2から815の4まで、825、825の2から825の4まで、826、827、827の2、828から831まで、833、834の 1から834の4まで、835の1から835の4まで、836から838まで、838の2、839から847まで、847の2、850、 851、851の2、851の3、852及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部、字口川原797の1、 797の2、797の3の一部、797の4、798の1から798の3までの各一部、799の1の一部、800の1、800の2、 801の1の一部、801の2、802の1の一部、802の2、804の2の一部、804の3、805の1の一部、805の2、 808の一部、808の2、809の1の一部、810の一部、813の1の一部、813の2、814の1の一部、814の2、816 の1の一部、816の2、816の3の一部、817の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、

字塚田914、915、915の 2、916、916の 2 の一部、917、918、919の 1 の一部、920の 2 の一部、920の 3、920 の 4、920の 5 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字土田894から897まで、898 の 1、898の 2、899の 1 の一部、899の 2、900の 1、900の 3、900の 4、900の 5 の一部、901、902の 1 の一部、903の 2 から903の 4 まで、908の 2、909の 2、910の 3、910の 4 の一部、911の 1、911の 3 の一部、912 の 2、913の 3 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字往生寺山962の 2 の一部、963の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに962の 2 に隣接する道路である国有地の全部、字下川原の全部、早馬瀬町字下通315の 2、316の 1、316の 2、317の 1、318の 1、318の 2、319の 1、319の 3、321の 2、321の 3、322の 2、322の 4 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、高木町字上ノ茶屋977の 2、978の 1、979の 1、979の 3、979の 4、980の 1、981の 1、981の 2 及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字水受1092の 1 の一部

17 松阪市高木町字補多トに編入する区域

松阪市高木町字別所前158の一部

18 松阪市高木町字前田に編入する区域

松阪市高木町字水受1083の1、1083の4、1083の5、1085の3、1085の5、1085の6、1086の1、1086の5、1087の1、1088の1、1089の1、1090、1091の1、1092の1の一部、1094、1095、1096の2、1096の4から1096の6まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、稲木町字口川原797の3の一部、798の1から798の3までの各一部、799の1の一部、799の2、801の1の一部、801の3、802の1の一部、803、804の1、804の2の一部、805の1の一部、806、807、808の一部、808の3、809の1の一部、809の2、810の一部、811、812、813の1の一部、814の1の一部、816の1の一部、816の3の一部、817の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

三重県告示第1032号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、伊賀市の区域内において、次のとおり字の 区域を変更する旨、伊賀市長から届出がありました。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

伊賀市島ヶ原字小山に編入する区域 伊賀市島ヶ原字栂平尾2375

三重県告示第1033号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第1項の規定 (同令第118条においてその例によることとされる場合を含む。) により、平成17年度自衛官 (2 等陸士、2 等海士及び2 等空士) の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 募集期間

平成18年2月4日まで

- 2 採用試験の試験期日 平成18年2月5日
- 3 試験場の位置及び名称

久居市新町975 陸上自衛隊久居駐屯地

- 4 その他必要な事項
 - (1) 応募資格
 - ア 平成18年4月1日現在、18歳以上27歳未満である男子
 - イ 日本国籍を有する者
 - ウ 自衛隊法第38条第1項に規定する欠格条項に該当しない者
 - (2) 受付場所等
 - ア 自衛隊三重地方連絡部 (本部)

津市桜橋 1 丁目91 (電話059-228-4722)

HP: http://www.mie.plo.jda.go.jp/ E-mail: recruit1@mie.plo.jda.go.jp

イ 自衛隊三重地方連絡部 四日市募集事務所

四日市市鵜の森1丁目14-11 阿部ビル2階 (電話0593-51-1723)

ウ 自衛隊三重地方連絡部 津募集案内所

津市本町29 - 24 オキナマンション 1 階 (電話059-224-4324)

工 自衛隊三重地方連絡部 伊勢募集事務所

伊勢市神久2丁目1-58 角屋ビル2階 (電話0596-23-3880)

才 自衛隊三重地方連絡部 伊賀募集事務所

伊賀市緑ヶ丘東町1023 - 1 (電話0595-21-6720)

力 自衛隊三重地方連絡部 熊野募集事務所

熊野市木本町305 (電話0597-85-2214)

三重県告示第1034号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。 なお、関係図面は、三重県県土整備部高速道・道路企画室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区大原字西久保948番地先から		旧・新	5.40 ~ 11.60	164.50
北牟婁郡紀北町紀伊長島区十	須字中村152番5まで	新	6.00 ~ 19.60	170.00

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡勢和村大字朝柄字平咄シ121番1地先から	IΒ	7.80 ~ 14.40	69.00
多気郡勢和村大字朝柄字魚ヶ谷147番1地先まで	新	9.20 ~ 36.50	69.00
多気郡勢和村大字朝柄字平咄シ102番1地先から	IΒ	11.60 ~ 13.60	31.00
多気郡勢和村大字朝柄字平咄シ121番4地先まで	新	12.60 ~ 21.00	31.00
多気郡勢和村大字朝柄字平咄シ85番地先から	IΒ	6.80 ~ 11.00	70.80
多気郡勢和村大字朝柄字平咄シ93番2地先まで	新	9.00 ~ 19.00	70.80

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名七色峡線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延	長 メートル
熊野市神川町長原字唐竹尾平1	153 番地内	П	4.40 ~ 6.00		15.00

新	6.50 ~ 12.70	15.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名七色峡線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市井戸町字硎屋3133番1から		旧	9.50 ~ 19.00	169.40
熊野市井戸町字硎屋3136番1まで		新	18.50 ~ 37.00	169.40

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名七色峡線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市神川町長原字宮谷204番から		旧	4.50 ~ 11.70	78.50
熊野市神川町長原字折砥1123番まで		新	7.00 ~ 37.20	78.50

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名伊勢南島線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市津村町字北垣内877番4から		旧・新	7.00 ~ 19.00	540.00
伊勢市円座町字クンデ1005まで		新	7.00 ~ 50.00	540.00

第7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

X	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市阿児町甲賀字鹿谷1489都	番地先から	旧	12.60 ~ 20.00	82.50
志摩市阿児町甲賀字鹿谷1514	番9地先まで	新	12.60 ~ 20.00	82.50

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延	長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区東	長島字宮ノ前966番1から	П	5.20 ~ 6.40		49.00

北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字宮ノ前965番 1 まで 新 7.70 ~ 10.50 49.00

三重県告示第1035号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部高速道・道路企画室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の期日
県道 松阪久	居線		松阪市鎌田町字南 松阪市鎌田町字南							平成17年12月27日

三重県告示第1036号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と安濃町道内多清水ヶ丘線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部河川室及び三重県津地方県民局津建設部に備え置いて縦覧に供します。 平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 河川の名称
 - 二級河川安濃川水系美濃屋川
- 2 河川管理施設の名称又は種類

美濃屋川右岸堤防

- 3 河川管理施設の位置
 - 安芸郡安濃町大字清水1338番地から1240番地まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
 - 町道管理者 安濃町長 海野武司
 - 安芸郡安濃町大字川西1310番地
- 5 管理の内容
 - 道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
 - 告示の日から道路の存続する日まで

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 第59条の規定により 公告します。

平成17年12月27日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
 - 排ガス洗浄装置付きドラフトチャンバー 4基
 - (2) 購入物品の特質等
 - 購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
 - 平成18年3月24日 (金)
 - (4) 納入場所
 - 松阪市嬉野川北町530
 - 三重県科学技術振興センター 農業研究部2階ドラフト室

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年 1月12日 (木) 午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。) の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 4 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3690 - 1

三重県科学技術振興センター 総合研究企画部 経営グループ 担当 牧野

電話 0593-29-3602

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成17年12月27日 (火) から平成18年1月10日 (火) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年 1 月17日 (火) 午後 1 時30分

場所 三重県四日市市桜町2690 - 1

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター 1階 研修室1

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任 状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うもの とします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のNずれかに該当する場合は、免除します。

工 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規

定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カー入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

- 5 その他
 - (1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書 (仕様書) によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 第59条の規定により 公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量

CTDウィンチワイヤーロープ 1式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成18年3月24日(金)

(4) 納入場所

志摩市浜島町浜島3564 - 3

三重県科学技術振興センター 水産研究部

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年 1月12日 (木) 午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 4 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3690 - 1

三重県科学技術振興センター 総合研究企画部 経営グループ 担当 牧野

電話 0593-29-3602

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成17年12月27日 (火) から平成18年1月10日 (火) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) の午前9時から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年1月17日 (火) 午後2時

場所 三重県四日市市桜町2690 - 1

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター 1階 研修室1

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任 状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うもの とします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに 該当する場合は、免除します。

工 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

- 5 その他
 - (1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書 (仕様書) によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 第59条の規定により 公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名

平成18年度健康診断業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し三重県が入札説明書 (平成18年度三重県職員等健康診断実施に係る仕様書) で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間

契約の日から平成19年3月31日(土)まで

(4) 委託業務履行場所

三重県が別に指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 医療法施行令 (昭和23年政令第326号) 第4条の2の規定による病院又は診療所の開設届けがなされていること。
- (6) 入札説明書に示す方法により、適正に委託業務が履行できる者であること。
- 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年 1月13日 (金) 午後 5 時までに $4 \, \sigma(1)$ の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果 (登録) 通知書 (物件の買い入れ等)」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 4 入札手続に関する事項
 - (1) 担当部局

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県総務局福利厚生室 担当 石田

電話 059-224-2114

(2) 入札説明書の配布方法

(1)の場所で、平成17年12月27日 (火) から平成18年1月13日 (金) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認

入札参加希望者は、3による証明書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 参加資格の確認 提出書類を確認のうえ、決定します。

イ 参加資格の確認結果通知 平成18年1月17日 (火) までに通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年1月19日 (木) 午前10時

場所 津市広明町13番地 三重県庁厚生棟 2階会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状 を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに 該当する場合は免除します。

工 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本件業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、三重県会計規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

- 5 その他
 - (1) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成18年2月12日まで 縦覧に供します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 申請のあった年月日
 平成17年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人三重ダルク

(2) 代表者の氏名

南川 久美子

(3) 主たる事務所の所在地 津市丸之内1番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症者に身体的・心理的援助を提供することによって、薬物依存症からの回復の手助けをし、将来自立できるよう、薬物を使わない生き方(回復)のプログラムを提供し、自尊感情を育て、自己肯定しながら豊かな社会生活を送れるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成18年2月16日まで 縦覧に供します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 申請のあった年月日
 平成17年12月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人みどりの家

(2) 代表者の氏名

石谷 由里

(3) 主たる事務所の所在地 四日市市日永四丁目2番41号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害を持つ市民に対して、就労支援・生活支援に関する事業を行い、もってノーマザイレーション・障害者の自立生活に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成18年2月12日まで 縦覧に供します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日平成17年12月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人伊勢サッカー協会

(2) 代表者の氏名

東出 安正

(3) 主たる事務所の所在地 伊勢市岩渕1丁目6番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、伊勢市及び伊勢周辺地域におけるサッカー競技等の普及及び振興を図り、もつて「サッカーのまち伊勢」としてのまちづくり、人づくり、健康づくり及び国際交流に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成18年2月14日まで 縦覧に供します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年12月14日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

(2) 代表者の氏名

花尻薫

(3) 主たる事務所の所在地

尾鷲市野地町12番27号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、熊野古道及び古道周辺地域の豊かな自然、歴史、文化を継承し、その良さを広く伝えるため の活動を熊野古道に関わる人々と交流を深めることにより行い、もって地域の貴重な資源を活かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成18年2月12日まで

縦覧に供します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
 - 平成17年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人御在所岳環境パトロール隊

(2) 代表者の氏名

鈴木 一雄

(3) 主たる事務所の所在地

三重郡菰野町大字小島1303番地の25

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鈴鹿国定公園利用者に対して、御在所岳を中心とする風景地を保護するにあたり、その利用 の適正化、動植物の保護、自然環境の美化清掃、事故の予防、利用者の指導等を行い、自然環境の保全に役 立てることに関する事業を行い、もって環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年12月27日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人NAN

(2) 代表者の氏名

南祐二

(3) 主たる事務所の所在地 津市白塚町3025番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本国民に対して、あらゆる危難に対する支援扶助及び文化・人権擁護に関する事業を行い、 もって安全で住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年12月27日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人アポーヨブラジル

(2) 代表者の氏名

山本 久義

(3) 主たる事務所の所在地 津市高茶屋 6 丁目 1 番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、津市及び周辺地域を中心として、主にラテンアメリカ地域からの外国籍住民とその家族への支援と交流に関する事業を行ない、外国籍住民及びその家族と地域住民との問題解決と相互理解に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年12月22日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人BEATボクシングフィットネスジム

(2) 代表者の氏名

石井 広三

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市泊村954番地エスペランス四日市3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民やさまざまな悩みを抱える青少年たちに対して、ボクシングの振興と子供の健全育成を通して地域社会の利益の増進、学校・地域・行政や専門家と連携した青少年健全育成に関する事業を行い、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年12月27日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人多文化共生NPO世界人

(2) 代表者の氏名

具志アンデルソン飛雄馬

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市東町157番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本社会で生活する在日世界人 (在日外国人) とともに、調査・研究・啓発・人権相談・要請活動等の事業を実施し、多文化共生社会の実現をはかることを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年12月27日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人医療福祉メディアプランニング

(2) 代表者の氏名

中村 仁勇

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市国府町4935番地の148

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、在宅就労等の様々な社会参加の支援に関する事業を行い、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年12月27日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人こどもの安全を守る会コアラ

(2) 代表者の氏名

常俊 朋子

(3) 主たる事務所の所在地

名張市つつじが丘北3番町5番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域のこどもたちに対して、その安全を守る活動を地域住民と協働して行うとともに、こどもたちに対しても自分の身を自分で守るという意識づけに関する活動を行い、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則 (平成10年三重県規則第69号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年12月27日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人とんぼ池山荘

(2) 代表者の氏名

和泉 かつ子

(3) 主たる事務所の所在地

名張市安部田砥口1094番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が、高齢になって、虚弱になったり、独居または、夫婦のみ世帯で、日中さみしく している方々に、住み慣れた我が街で、元気に長生きしていただき、かつ、一人の人間として尊重されるよ う、在宅の介護に関する事業をおこない、もって、住民参加の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町村長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

平成17年12月27日

医師(D FF &	7	予防接種を行	う主たる場所
古川	理		桑名市寿町 3 丁目11番地	山本総合病院
谷 本	<u> </u>	<u></u> 功	桑名市大字播磨1584番地150 (135街区6 - 1)	メディカルオフィス・くわな
瀬古	俊	幸	桑名市大央町21番地の15	佐藤肛門科クリニック
衣斐	IX.	_ 	桑名市新西方 2 丁目82	青木内科
	口址			
	- 暁	子	桑名市大字和泉イノ割219番地	ヨナハクリニック
片野	晃		いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院
高松	真	市	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院
杉岡		隆	いなべ市北勢町阿下喜680	日下病院
水林	竜	——————————————————————————————————————	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
山川		湖	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
近藤	貴	昭	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
細島		理	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
後藤	美		四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
安積	明	子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
平野	啓	=_	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
坂	京	子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
山本	貴	之	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
風戸	孝	夫	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
大 橋	大	器	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
山脇		崇	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
山 脇		真	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
中嶋	祥	子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
野村	栄理	 【子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
伊 藤	由	恵	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
柴 田		敏	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
中 西		亨	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
谷口	弘	晃	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
石川	雅	子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
井上	陽	介	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
小 田	智	之	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
進士	和	也	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
山脇	順	 子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
渡辺	麗	 子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
中川	典	子	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
坂 野	_ 类 _ 敦	 美	四日市市芝田二丁目2-37	市立四日市病院
本村	和	也	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
吉田	雅		四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
木村	哲	郎	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
飛騨	賢	<u>-</u>	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
村井	俊	文	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
森	秀	樹	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
大平	寿	<u>久</u>	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
一宮	<u> </u>	仁	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
木村	恵美		四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
森	曲	貴	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院
多羅尾	昌	彦	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
荒瀬	栄	樹	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
梶 本	英	美	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
村上	智	美	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
中林	裕	子	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
浦吉	俊	輔	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
谷 村	宗	義	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
草川	聡	子	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
牧 野	祥	典	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
本 泉		誠	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
野尻	圭-	郎	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
*				'

山	田	博	之	四日市市元町 9 - 15	山田内科
長	尾	みづ	ほ	四日市市富州原16 - 16	渡辺医院
前	田	佳 :	之	四日市市冨田2丁目11-2	前田医院
坂	本	明	子	四日市市冨田2丁目11-2	前田医院
出	П	美智·	子	鈴鹿市加佐登3丁目2-1	国立病院機構 鈴鹿病院
水	野	幸太	郎	鈴鹿市安塚町山之花1275 - 53	鈴鹿中央総合病院
深	井	-	郎	鈴鹿市安塚町山之花1275 - 53	鈴鹿中央総合病院
林		博	尌	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
岩	崎	朋.	見	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
中	空	繁	登	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
谷	Ш	敬一	郎	鈴鹿市神戸 3 丁目12 - 10	村瀬病院
畄	林	和	弘	鈴鹿市神戸 3 丁目12 - 10	村瀬病院
柴	田	丈 :	夫	鈴鹿市白子1丁目1-7	北村小児科医院
菅	野	;	孝	鈴鹿市中富田町字中谷518	鈴鹿さくら病院
天	野	:	誉	鈴鹿市下大久保町2669 - 1	前田医院
中	野	清	_	鈴鹿市南江島町10 - 27	おかべ泌尿器科・皮膚科
松	田	:	元	鈴鹿市大池1丁目2-6	まつだクリニック
中	村	太	_	一志郡白山町大字南家城616	県立一志病院
藤	井		涉	一志郡白山町大字南家城616	県立一志病院
北	Ш	:	晉	伊勢市常磐 2 丁目 7 - 28	医療法人全心会伊勢慶友病院
佐	藤	勝	雄	伊勢市常磐 2 丁目 7 - 28	医療法人全心会伊勢慶友病院
高	木	ļ	堅	伊勢市楠部町乙77	医療法人社団愛敬会山崎外科内科
赤	坂	義	和	鳥羽市大明東町2090 - 305	赤坂クリニック
竹	村	統	成	志摩市阿児町鵜方3009 - 23	志摩こどもの城クリニック
田	中		亮	度会郡大紀町大内山2951 - 1	社会福祉法人千寿会介護老人保健施設蛍
滝	井		昇	伊賀市上野玄蕃町197 - 1	滝井医院
栃	尾		廣	尾鷲市九鬼町1080 - 1	九鬼診療所
馬	場	1	憂	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 2	長島回生病院

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種のうち同法第2条第2項に規定する一類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町村長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

3	医師の)氏名	3		予防接種を行う主たる場所
森	井	志	步	桑名市中央町5丁目7番地	青木記念病院
木	村	量	子	桑名市中央町5丁目7番地	青木記念病院
田	中	真こ	人	桑名市中央町5丁目7番地	青木記念病院
西	森	久	史	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
野	間	雪	子	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
伊	藤	馨	子	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
後	藤	盾	信	志摩市阿児町鵜方1257	県立志摩病院
藤	原		卓	伊勢市御薗町高向810	山田赤十字病院
新	居	育	代	伊賀市上野忍町2516 - 7	医療法人森川病院

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種のうち同法第2条第3項に規定する二類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町村長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

平成17年12月27日

医師の氏名		 3		予防接種を行う主たる場所	
大	仲	良	仁	桑名市中央町5丁目7番地	青木記念病院
太	田	智	幸	いなべ市員弁町松之木148番地の3	おおた医院
大	塚	秀	美	いなべ市北勢町麻生田1525	北勢病院
佐部	阝利		了	いなべ市北勢町麻生田1525	北勢病院

	知 寛	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院
奥地	裕	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院
山岸	東 太	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院
小 林	真	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院
小 野	拓	いなべ市北勢町阿下喜680	日下病院
加藤	譲	いなべ市北勢町阿下喜680	介護老人保健施設銀花
川戸	告 明	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
稲 葉 智	智 子	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
古田智	智之	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
小 西 i	尚 己	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
浅 間 化	信 治	三重郡菰野町福村75	菰野厚生病院
中村	栄 治	三重郡菰野町福村75	菰野厚生病院
大 橋 均	増 生	三重郡菰野町福村75	菰野厚生病院
松村女	好 博	亀山市亀田町466 - 1	亀山市立医療センター
飯 田	拓	亀山市亀田町466 - 1	亀山市立医療センター
谷川(建次	亀山市亀田町466 - 1	亀山市立医療センター
	英 毅	亀山市東御幸町232	亀山回生病院
	省 三	亀山市西丸町539	田中病院
	 千 鶴	一志郡白山町大字南家城616	県立一志病院
井 坂	<u>. 元</u> 功	多気郡勢和村大字古江字東山1512 - 1	介護老人保健施設なごみの里
宗本	充	多気郡大台町大字佐原63-8	大台厚生病院
	国彦	多気郡大台町大字佐原63-8	大台厚生病院
	ョー/2 東 雄	伊勢市楠部町3038	市立伊勢総合病院
	知 宏	伊勢市楠部町3038	市立伊勢総合病院
	智子	伊勢市楠部町3038	市立伊勢総合病院
	 温 美	伊勢市楠部町3038	市立伊勢総合病院
		伊勢市楠部町3038	市立伊勢総合病院
	製紗	伊勢市楠部町3038	市立伊勢総合病院
	<u>デール</u> 勇 樹	伊勢市曽祢1-7-21	医療法人田中病院
	昭彦	伊勢市曽祢 1 - 7 - 21	医療法人田中病院
菊川	東	伊勢市河崎 1 丁目12番12号	
	 哲 也	志摩市阿児町鵜方1257	県立志摩病院
	 主太郎	志摩市阿児町鵜方1257	
	ェベい <u>。</u> 直 樹	志摩市阿児町鵜方1257	県立志摩病院
	性 純一郎	志摩市阿児町鵜方1257	
垣本	斉	志摩市阿児町鵜方1257	
北出		志摩市阿児町鵜方1257	
<u>北</u> 出		志摩市阿児町鵜方1257	
		志摩市阿児町鵜方1257	
	拓 郎 <u></u> 友 二	志摩市阿児町鵜方1257	
	窓 樹	志摩市阿児町鵜方1257	
	保 <u>司</u> 一則	志摩市阿児町鵜方1257	
		志摩市阿児町鵜方3016 - 24 志摩市阿児町鵜方2555 - 9	おかむらクリニック 医療法 1 曲和今曲和疾院
和田田田	- 弘		医療法人豊和会豊和病院
	豊紀	伊勢市御薗町新開10-3	なかむら心身医学クリニック
	将 裕 未 土	度会群玉城町玉川653 - 1	なかむら耳鼻咽喉科
	秀夫	伊賀市上野桑町1734	医療法人団岡波総合病院
	信 之 エ 」	伊賀市上野桑町1734	医療法人団岡波総合病院
	正 人	伊賀市上野桑町1734	医療法人団岡波総合病院
	<u></u> 介	伊賀市上野桑町1734	医療法人団岡波総合病院
	岳彦	伊賀市四十九町831	伊賀市立上野総合市民病院
	三郎	伊賀市四十九町2888	財団法人信貴山病院分院上野病院
	台樹	伊賀市四十九町2888	財団法人信貴山病院分院上野病院
	志郎.	伊賀市四十九町2888	財団法人信貴山病院分院上野病院
	直 人	伊賀市四十九町2888	財団法人信貴山病院分院上野病院
	隆 治	伊賀市平野城北町133	ひねの整形外科
	年 胤	伊賀市小田町212	しもむら整形外科
	重 雄	熊野市久生屋町868	医療法人紀南会熊野病院
林	幹 人	熊野市久生屋町868	医療法人紀南会熊野病院

1				1	1
山	本	典	正	熊野市久生屋町868	医療法人紀南会熊野病院
中	田		進	南牟婁郡御浜町阿田和4750	紀南病院
刀	根	克	之	南牟婁郡御浜町阿田和4750	紀南病院
鈴	木	光	哉	南牟婁郡御浜町阿田和4750	紀南病院

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町村長に協力する旨を承諾した医師について公告した事項に変更がありましたので公告します。

平成17年12月27日

医師の氏名			3	予防接種を行う主たる場所	
亀	田	晃	司	いなべ市北勢町大字阿下喜680	日下病院
畄	田	昌	彦	四日市市大字日永5450 - 132	三重県立総合医療センター
大	倉	誉	暢	四日市市城北町8-1	川村病院
亀	嶋	孝	通	三重郡菰野町福村75	菰野厚生病院
神	谷	敏	也	鈴鹿市安塚町山之花1275の53	鈴鹿中央総合病院
真釒	令川		聡	鈴鹿市安塚町山之花1275の53	鈴鹿中央総合病院
田	中	睦	子	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
磯	部	哲	也	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
葛	原	正	樹	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
大	村		崇	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
井	谷	俊	夫	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
Ш	本	雅	涉	鈴鹿市国府町字保子里112 - 1	鈴鹿回生病院
山	П	哲	郎	鈴鹿市岸岡町589 - 2	鈴鹿厚生病院
柴	田	丈	夫	鈴鹿市白子1 - 1 - 7	北村記念しばた小児科医院
北	村	晋	吾	鈴鹿市白子1 - 1 - 7	北村記念しばた小児科医院
田	中	光	_	鈴鹿市矢橋 3 丁目16 - 13	医療法人博仁会やばせクリニック
中	島	教	成	亀山市西丸町539	田中病院
小	西	正	芳	亀山市西丸町539	田中病院
藤	田	尚	己	亀山市東御幸町232	亀山回生病院
伊	藤	里	美	津市江戸橋二丁目174番地	三重大学附属病院
高	橋	岳	夫	津市丸之内38 - 11	たかはし内科
河	俣	浩	之	一志郡白山町大字南家城616	県立一志病院 県立一志病院
稲	田	美	紀	一志郡白山町大字南家城616	県立一志病院 県立一志病院
服	部	_	郎	安芸郡安濃町大字東観音寺353番地	介護老人保健施設あのう
大	橋		浩	松阪市川井町字小望102番地	厚生連松阪中央総合病院
徳		涼	子	松阪市川井町字小望102番地	厚生連松阪中央総合病院
Ш	尻	英	子	多気郡勢和村大字古江字東山1512 - 1	勢和ファミリークリニック
竹	林	重	人	多気郡大台町大字佐原63番地の8	大台厚生病院
澤	田	啓	司	伊勢市上野町2855 - 1	介護老人保健施設上野の郷
徳	田	玲	子	伊勢市倭町132	医療法人社団徳田内科
栗	田	泰	郎	伊勢市曽祢 1 - 7 - 21	医療法人田中病院
大	橋	啓	之	伊勢市御薗町高向810	山田赤十字病院
小	Ш	昌	宏	伊勢市御薗町高向810	山田赤十字病院
Щ	本	憲	彦	伊勢市曽祢 1 - 7 - 21	医療法人田中病院
益	岡	弘	司	伊賀市四十九町831番地	伊賀市立上野総合市民病院
水	野			伊賀市四十九町831番地	伊賀市立上野総合市民病院
上	羽	捷	之	伊賀市ゆめが丘四丁目1-5番地	介護老人保健施設伊賀ゆめが丘
嶋	地		健	伊賀市沖50	嶋地医院
Ξ	宅	哲	也	伊賀市下友生字鳥ヶ峯2916番地	介護老人保健施設第2おかなみ
森	本	雄	貴	伊賀市四十九町831番地	伊賀市立上野総合市民病院
篠	 原	浩	=	伊賀市四十九町831番地	伊賀市立上野総合市民病院
寺)]	信	 夫	伊賀市四十九町2888番地	財団法人信貴山病院分院上野病院
<u>`、</u> 植	田	敦	\(\)	伊賀市四十九町2888番地	財団法人信貴山病院分院上野病院
稲	森	次	 郎	伊賀市四十九町2888番地	財団法人信貴山病院分院上野病院
樋		国	博	伊賀市上野桑町1734番地	医療法人団岡波総合病院
馬	 場			北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 2	長島回生病院

坂 倉 建 一 熊野市紀和町板屋81 熊野市立紀和診療所

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町村長に協力する旨を承諾した医師の承諾が撤回されましたので公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医	医師の氏名			予防接種を行う主たる場所		
小	沼	博	嗣	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
本	郷	信	男	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
鈴	木	雅	喜	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
坂	倉		毅	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
妹	尾	恭	司	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
清	水		愛	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
藤	田	浩	志	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
原		賢	康	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
畄		雄	_	いなべ市北勢町阿下喜771	いなべ総合病院	
堀		和	正	桑名市北別所435番地	桑名市民病院	
高	橋	幸一	-郎	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
大	橋	知	彦	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
石	井	秀	樹	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
青	Щ		徹	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
服	部	圭	祐	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
山	Ш	知	口	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
伊	藤	元	_	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
夏	目	直	樹	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
伊	藤	孝	_	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
加	藤	=	郎	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
三	矢		聡	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
館			靖	四日市市芝田二丁目 2 - 37	市立四日市病院	
大	羽	健	_	三重郡菰野町大字福村75	菰野厚生病院	
湯	浅	美	鈴	多気郡勢和村大字古江字東山1512 - 1	勢和ファミリークリニック	
田	中	素	成	多気郡大台町大字佐原63番地の8	大台厚生病院	
木	田	和	典	志摩郡市児町鵜方3009 - 23	志摩こどもの城クリニック	
和	気	正	史	志摩市大王町波切3138 - 3	和気医院	
若	菜	_	郎	伊勢市村松町3294 - 15	村松有滝診療所	
杉	本	寛	子	志摩市阿児町鵜方1257	三重県立志摩病院	
中	村	智	昭	志摩市阿児町鵜方1257	三重県立志摩病院	
赤	坂	義	和	志摩市阿児町鵜方1257	三重県立志摩病院	
若	林		徹	志摩市阿児町鵜方1257	三重県立志摩病院	
	村	卓	土	志摩市阿児町鵜方1257	三重県立志摩病院	
	崎	聖		志摩市阿児町鵜方1257	三重県立志摩病院	
Щ	城	洋	樹	志摩市阿児町鵜方1257	三重県立志摩病院	
_	本	宏	滋	伊賀市四十九町831	伊賀市立上野総合市民病院	
	曳		薫	伊賀市四十九町831	伊賀市立上野総合市民病院	
	井	正	貴	伊賀市上野桑町1734	医療法人社団岡波総合病院	
	井	英	治	伊賀市上野桑町1734	医療法人社団岡波総合病院	
	森		隆	伊賀市上野桑町1734	医療法人社団岡波総合病院	
	内	智	尚	伊賀市上野桑町1734	医療法人社団岡波総合病院	
	本	義	晴	伊賀市上野桑町1734	医療法人社団岡波総合病院	
	П	龍	太	伊賀市上野桑町1734	医療法人社団岡波総合病院	
	田	雄	Ξ	伊賀市上野桑町1734	医療法人社団岡波総合病院	
和久		令	子	名張市百合が丘西 1 - 178	名張市立病院	
高	村	光	幸	名張市百合が丘西1-178	名張市立病院	

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第5条第1項の規定により、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を次のとおり、平成17年12月19日に定めました。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、三重県農水商工部担い手室及び各県民局農水商工 (農政商工、桑名農政) 部に備え置いて閲覧に供します。

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業漕代地区第2換地区の換地処分を行いました。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

平成17年12月20日付け三重県公報第1738号に登載しました、宮川流域下水道宮川浄化センターの水質検査に係る備品(定置型自動採水装置)に係る一般競争入札を行う旨の公告は取り消します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、桑名市長から通知がありました。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

公共測量 (基準点測量及び現況図作成)

2 作業期間

平成17年12月27日から平成18年2月28日まで

3 作業地域

桑名市寿町二丁目、桑栄町、駅元町、有楽町及び中央町一丁目大字東方

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 第59条の規定により 公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名

三重県立水産高等学校実習船「しろちどり」(総トン数499トン) 春季ドック工事

(2) 履行期間

平成18年3月13日(月)から同月24日(金)まで

(3) 履行場所

落札者が保有するドック内

(4) 業務の仕様等

入札説明書 (仕様書) によります。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) しろちどりの定係港である和具港から288マイル (約460 km) 以内の距離に、工事を履行するドックを有すること。
- 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年1月27日(金)午後5時までに4の(1)に示す場

所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査の結果、当該業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社及び公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果 (登録) 通知書 (物件の買入れ等)」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 4 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局

〒517-0703 三重県志摩市志摩町和具2578

三重県立水産高等学校 担当 高山

電話 0599-85-0021 ファクシミリ 0599-85-0985

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成17年12月27日 (火) から平成18年1月18日 (水) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) の午前9時から午後5時まで配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成18年1月18日 (水) 午後1時

場所 三重県志摩市志摩町和具2578

三重県立水産高等学校 実習船しろちどり内

なお、入札説明会当日に、工事内容に関する現場説明会を実施します。

(4) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成18年2月10日 (金) 午後1時

場所 三重県志摩市志摩町和具2578

三重県立水産高等学校 会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札することもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものと します。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに 該当する場合は、免除します。

工 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1号各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規 定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

- 5 その他
 - (1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書 (仕様書) によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 第59条の規定により 公告します。

平成17年12月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名

生徒用人権学習教材及び教職員用活用資料集制作・配送業務

(2) 業務の特質等

物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成18年2月28日 (火)

(4) 納入場所

人権・同和教育センター (三重県津市一身田大古曽693 - 1 三重県人権センター内) ほか、入札説明書に添付の「配送箇所住所及び数量リスト」によります。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年 1 月17日 (火) 午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す報告書
- (2) 「競争入札参加資格結果 (登録) 通知書 (物件の買入れ等)」の写し
- (3) 納税確認 (証明) 書

ア 県内に本店を有する事業者

- (ア) 「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。) の写し
- (イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- イ 県外に本店を有する事業者
 - (ア) 県内の事業所に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。) の写
 - (イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(所管税 務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0113 三重県津市一身田大古曽693 - 1

三重県人権センター内 人権・同和教育センター 担当 小松、西井

電話 059-233-5520

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成17年12月27日 (火) から平成18年1月16日 (月) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) の午前9時から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年1月19日 (木) 午後1時30分

場所 三重県津市一身田大古曽693 - 1

三重県人権センター3階AVセミナー室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任 状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うもの とします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

工 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって規則第66条の規定により定められた予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書 (仕様書) によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 第59条の規定により 公告します。

平成17年12月27日

三重県警察本部長 木 岡 保 雅

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の品名及び数量

三重県警察メール110番システム機器等 1式 (調整、保守等を含みます。)

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有することとします。

(3) 納入期限

平成18年2月23日 (木)

(4) 納入場所

三重県津市栄町一丁目79 - 1 三重県警察110番センター

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年1月16日(月)午後3時までに4の(1)の場所に提出してください。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 入札説明書 (仕様書) に示す特質等を有することを示す定価証明書
- (2) 当該物品に係る迅速な保守管理体制が整備されていることを証明する書類
- (3) 同様のシステムを過去3都道府県以上に納入した実績を有することを証明する書類
- (4) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する証明書
- (5) 「競争入札参加審査結果 (登録) 通知書 (物件の買入れ等)」の写し
- (6) 納税確認 (証明) 書の写し

ア 県内に本店を有する事業者

- (ア) 「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)
- (イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)
- イ 県外に本店を有する事業者
 - (ア) 県内の事業所に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)
 - (4) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」(所管税 務署が過去6月以内に発行したものです。)
- 4 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町 1 丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 用度係 担当 潤田、西村

電話 059-222-0110 (内線) 2261、2267

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

平成17年12月27日 (火) から平成18年1月13日 (金) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) の午前8時30分から午後5時までの間に、(1)の場所で配布します。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成18年1月11日 (水) 午後3時
 - イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階入札室
- (4) 入札書提出の日時及び場所
 - ア 日時 平成18年1月20日 (金) 午前10時
 - イ 場所 (3)のイに同じです。
- (5) 開札の日時及び場所

- ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。
- イ 場所 (3)のイに同じです。
- (6) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人がするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任 状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5 に相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

- ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。
- 工 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

才 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1 項各号のいずれかに 該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

- 5 その他
 - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 契約書作成の要否

亜

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により 入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

毎週火、金曜日発行

購 読 料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1 箇月 3,000円 1 箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.jp/ 平成17年12月27日発行

津市広明町13番地

重県

印刷・販売 伊藤 印刷 株式 会社 〒514-0027 三重県津市大門 32-13 TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862